

中間報告の重点検討項目に関する福島県の状況

中間報告(検討項目)	福島県の状況	
	関連施策等	課題等
1 地域づくり・住宅再建		
スピード感ある事業実施	防災集団移転	土の不足、用地取得の課題
自治体からの人的支援	他県等からの職員派遣	国の人的・財政的支援
2 地域包括ケア		
長期避難生活の支援	避難者交流拠点 避難者見守り活動 避難者への情報提供 避難者の健康支援 ふくしま心のケアセンター	避難者ニーズの多様化 避難者の健康状態の悪化 緊急雇用創出事業の継続 専門職確保に向けた協力
地域包括ケア	相馬井戸端長屋	医療・介護分野の人材不足 避難者受入自治体への支援
3 地域産業・仕事		
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー産業集積	関連企業の誘致
農地復旧、植物工場	農地の大区画化、利用集積 植物工場の整備	生産意欲の減退 除染の遅れ、作付け制限
水産	水産関連施設復旧	警戒区域内の施設復旧
復興支援運動	ふくしま・東京キャンペーン 「八重の桜」観光誘客 国際会議の誘致 ふくしま観光復興支援センター	復興支援イベントの減少 観光客数の低迷 渡航制限の緩和、解除
文化振興を兼ねた観光	震災学習出前講座	
4 原子力災害からの復興		
除染	除染事業者育成	市町村発注の除染の遅れ 仮置き場の確保困難 森林除染 中間貯蔵施設 汚染建設副産物
リスクコミュニケーション	食品に関するリスクコミュニケーション 放射線・除染講習会 放射線教育 仮置き場視察会	学識経験者、専門家の不足 県民の不安(明確な基準の必要性) 放射線副読本の見直し
風評被害の解消	コメの全量全袋検査 食品の放射能検査体制整備 メディアを通じたPR	食品の放射能検査(家庭菜園生産物の検査の課題) 予算・人員配置の必要性
5 事例共有・情報共有		
取組事例の共有	災害記録等の集積と共有化	原子力災害の記録集積
情報端末の活用	タブレット端末の活用 フォトフレームの活用	運用経費への財政支援
6 災害の記録と伝承		
アーカイブ	震災記録の保存、活用	記録・伝承拠点施設の設置

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

◇関連施策、うまくいっている取組等

①防災集団移転の促進

集団移転促進事業計画の対象地区は、相馬市 11 地区、南相馬市 36 地区、いわき市 3 地区、新地町 7 地区の計 57 地区。

このうち、新地町では移転先 7 地区全ての用地買収を完了し、相馬市では 4 地区の造成工事に着手するなど、早期の復興を目指している。

②人的支援及び人員確保の状況

【県】

・他県等からの職員派遣

全国知事会等を通じて他県等から職員派遣を受けており、10月1日現在で、要望数 314 人に対し、派遣決定数 230 人で、充足率は 73.2%となっている。

・採用者数の増

復旧・復興事業への対応や退職予定者数の増のため、採用予定者を大幅に増員。
(平成 24 年度：141 名程度 → 平成 25 年度：343 名程度)

・一般任期付職員の採用

新たに一般任期付職員を採用。

平成 24 年度・・・115 名 (4 月 1 日現在)

平成 25 年度・・・160 名 (募集人数。市町村派遣分を含む。)

【市町村】

・他県等からの職員派遣

全国市長会、全国町村会を通じて全国の市町村から応援職員を派遣する総務省スキームを中心に人的支援を要請しており、10月9日現在で、市町村からの要望数 210 人に対し、派遣決定数 102 人で、充足率は 48.6%となっている。

・県からの支援

新たに、任期付職員を県職員として採用し、市町村に派遣する (来年度 40 名程度派遣予定)。

◇困難な点、今後の課題等

③ 「土」の不足

防災緑地や海岸堤防の整備、道路の盛り土など、復旧・復興事業に伴って必要となる「土」が大量に不足している。

④ 防災緑地等における用地取得

防災緑地や海岸堤防等の事業予定地において、未相続や共有地等が多数あり、用地取得まで時間を要する。

⑤ 被災者の意識の変化

被災直後に地区毎の住民意向調査や被災状況により、再建方法を選定したが、震災から1年半以上経過し、再建方法や再建場所の変更を望むなど被災者の意識に変化が見られる（例：現位置再建の区画整理事業において、区域外移転への意向が6割近くに变化した地区もある。）。

⑥ 人員確保が困難

他県等からの職員派遣については、特に土木関係職など技術職の確保が困難になっていることから、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援を含めて、国からの更なる支援が必要。

また、被災市町村における宿舎不足も課題となっている。

さらに、他県等からの派遣職員の受入れ及び職員採用の経費については、今年度は震災復興特別交付税で措置することとされているが、今後も国による継続的な財政措置が必要。

(2) 生活復興から発展する地域包括ケア

◇関連施策、うまくいっている取組等

①避難者交流拠点の設置

本県からの避難者が、避難先で安心して暮らすことができるよう、生活に関する各種相談等を受け付ける『避難者交流拠点』を設置している。

【参考】『避難者交流拠点』

避難先自治体や民間団体等の協力により、避難者の生活支援や生活相談、避難者同士の交流の場等を提供することを目的として設置されたもの。

[参考] 設置数 233 箇所 (30 都府県) [平成 24 年 8 月 28 日現在]

②避難者の見守り活動

仮設住宅等で避難生活をしている方々の見守り活動として、29 の市町村社会福祉協議会において 183 人 (H24/10/31 現在) の生活支援相談員を配置し、仮設住宅等の訪問や被災者の見守り、関係機関への連絡などを実施している。

③避難者支援活動団体に対する一部経費の補助

「相談」「見守り」「交流の場の提供」等の支援活動を行う民間団体等に対し、経費の一部を助成することを通じて、避難者の実情やニーズに応じたきめ細かな支援をサポートする (12 月から交付予定)。

④避難者への情報提供

避難元自治体からの情報提供が不足している県外避難者のため、県外の公共施設や避難者交流拠点等に対して、地元紙を提供している。

また、避難指示区域等の世帯に対しては、広報紙等をダイレクトメールで送付するとともに、県内市町村の復興の動きや避難先での交流会情報等を盛り込んだ地域情報紙を発行している。

⑤被災者の健康支援

生活環境の変化に伴う、被災者等の健康状態の悪化や、健康不安の解消を図るため、県内保健関係団体等の協力を得ながら、被災者の健康支援活動等にあたる保健医療専門職の確保や事業経費等を支援している。

⑥被災者の心のケア

本年 2 月に「ふくしま心のケアセンター」を設置。4 月には 6 箇所の方部

センター（県北、県中、県南、会津、相馬、いわき）も設置した。

臨床心理士等の専門職による被災者の訪問支援など、被災者の状況に応じたきめ細かな心のケアに取り組んでいる。

⑦災害公営住宅「相馬井戸端長屋」

被災高齢者らの孤立・孤独化を防ぎ、地域コミュニティを再構築することを目的として、災害公営住宅「相馬井戸端長屋」を相馬市が整備した。

プライバシーを保ちながらも、入居者同士が自然と顔を合わせる設計になっており、災害公営住宅でありながら、被災高齢者の孤独状態防止や、住民が交流しながら生活できるような工夫が随所に見られるなど、被災地域における地域コミュニティの維持、確保策の一つとなる事例である。

◇困難な点、今後の課題等

⑧避難者ニーズの多様化

近隣都県への駐在職員の配置や、支援団体等の協力による生活相談、交流会への参加、受入自治体等によるアンケート調査などで避難者の実態把握に努めてきたが、避難の長期化に伴い、避難者のニーズが多様化してきており、既存の取組では把握が難しくなっている。

今後は、避難者の避難状況や帰還の意向等について定期的に把握し、帰還支援など今後の支援策の構築に繋げていくことが必要。

⑨避難者の健康状態把握

避難者の健康状態については、仮設住宅居住者は概ね把握できているものの、借上げ住宅居住者については、役場機能の移転や住民の広域分散避難などから、把握が進んでいない市町村がある。

⑩避難者情報の共有化

避難者の健康支援については、市町村、県、社会福祉協議会等による支援を行っているが、個人情報への配慮から、関係機関の間で避難者情報の共有化が十分に進まず、効率的な支援につながらない面も見られる。

⑪避難の長期化に伴う健康状態の悪化

避難の長期化に加え、帰還に向けた将来展望が見出せないため、生活習慣の悪化や閉じこもりがちになるなど、多くの問題を抱えたケースや精神的な問題を抱えたケースが増加しており、避難者の心身の健康状態の悪化が懸念される。

12 被災者支援に向けた財政支援及び協力体制

今後も中長期的、継続的な被災者の見守りや健康支援、心のケアの取組が実施できるよう、国による安定した十分な財政支援が必要である。特にこれまで、こうした取組を支えてきた緊急雇用創出事業について、来年度以降も継続して実施することが必要である。

また、被災市町村等で健康支援活動に従事する保健医療専門職については、看護協会への委託や市町村補助等を通して確保に努めているが、被災市町村等のニーズを充足している状況にはないため、国や関係団体等による専門職確保に向けた協力が必要である。

13 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムの実現には、市町村が地域包括支援センターを中心に、地域住民を始め、医療機関、介護サービス事業所等の関係機関のネットワークを構築し、緊密に連携して介護予防事業・予防サービスや包括的・継続的ケアマネジメント業務等を実施していくことが必要となる。

しかしながら、被災地域では放射線への不安などから、依然として医療機関や介護サービス事業所等の再開に向けた人材が不足しており、人材確保・育成に向けた取組が課題となっている。

また、原発事故等により避難している市町村では、避難者等が県内外に分散していることから、関係機関の連携自体が難しい状況にある。

14 多数の避難者を受け入れている自治体

いわき市は2万人を超える避難者を受け入れており、さらに双葉郡の複数の町が同市を新たな生活拠点（「町外コミュニティ」）候補地として検討していることから、今後の動きによっては、避難者のさらなる増加も見込まれるため、健康支援体制の一層の充実を図る必要がある。

また、原発避難者特例法では、避難者に係る介護予防事業等の各種行政事務は避難先市町村が避難元市町村に代わって実施することとされているが、多数の避難者を抱える市町村においては、国から財源を補填されるにしても、対応する人材や施設の確保等、多くの問題を抱えている。

そのため、被災地における介護人材の育成の取組、高齢者施設の復旧、さらには、在宅介護や高齢者向け住宅の確保に向けた支援が必要である。

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

◇関連施策、うまくいっている取組等

①再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

再生可能エネルギー関連産業については、産学官のネットワークを形成するため、県内外の業界団体や行政機関等で構成される「福島県再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会」、及び約 350 の企業や大学等で構成する「福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会」を設立した。

また、本年 11 月には、「ふくしま復興・再生可能エネルギーフェア 2012」を開催し、ビジネスマッチングを通じて県内企業の販路開拓を支援した。

国においては、産業技術総合研究所福島拠点の整備に取り組みとともに、本県沖における浮体式洋上風力発電の実証研究に着手しようとしている。

②農地の整備

新地町、相馬市、南相馬市、いわき市において、津波被災農地とその周辺の農地を含めた 1,493ha について、水田の大区画化及び担い手への利用集積による効率的な農業経営の実現のため、農用地災害復旧関連区画整理事業や復興交付金による農地整備事業の実施が計画されている。

③植物工場の整備

植物工場は、天候不順や異常気象、原発事故による放射性物質等の影響を回避し、安全な農産物を周年出荷できることや、新たな雇用の機会が創出されることなどから、川内村、南相馬市において、復興交付金等を活用した整備が計画されている。

④水産関連施設の復旧

原子力災害により、沿岸漁業の操業自粛が続いている。漁協や加工協、市町等は、国の補助事業を活用して、魚市場や加工施設を始めとした共同利用施設の修繕や機器の導入などに着手し、漁業再開に備えている。

従来から沖合・遠洋漁業の基地である「いわき地区」では、震災前には及ばないものの、震災後もサンマやカツオ等が水揚げされている。同地区の小名浜港には、平成 25 年度中に新たな魚市場が建設される予定。

⑤東京都による「ふくしま・東京キャンペーン」等による各種支援活動

東京都が鉄道事業者、金融機関等と連携して実施している継続的な福島観光と県産品販売に対する支援事業。特に都営地下鉄の広報媒体の提供は、利用者側の希望で時期や期間、内容を設定できるため、利用しやすく、

イベント開催や公募事業の周知等に有効となっている。

⑥「八重の桜」観光誘客PR

平成 25 年のNHK大河ドラマ「八重の桜」を観光誘客につなげるため、観光おもてなし隊「ふくしま八重隊」を結成し、県内外でPRキャラバンを実施している。「八重の桜」放映の好機を活かした情報発信・観光誘客の取組として今後さらに展開していく予定。

⑦国際会議等の誘致により復興の姿を対外的に発信

世界防災閣僚会議 in 東北（平成 24 年 7 月）、国際セミナー（9 月）、原子力安全に関する福島閣僚会議（12 月開催予定）において、復興に向けた取組みや風評払拭のための正しい情報発信を行う。

⑧「ふくしま観光復興支援センター」の設置

県がJTB福島支店に委託し、同支店内に「ふくしま観光復興支援センター」を設置した。県外の企業や旅行会社、学校などからの復興応援ツアーや震災語り部などに関する各種相談・紹介依頼等に係るワンストップ窓口として、現地の語り部やガイド、観光施設等との橋渡しを行っている。

⑨「震災学習出前講座」の実施

教育旅行の誘致に向け、子供たちにとって福島を訪れ被災地の姿を実際に見て、聞いて、感じる事が重要であることを学校関係者や親に理解してもらうため、校長会やPTA会に対し、福島の現状を伝える震災学習出前講座を実施している。

◇困難な点、今後の課題等

10 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

- ・再生可能エネルギー関連企業の本県への誘致
 - ・地元企業の育成、製造・施工・運営など幅広い分野への新規参入
 - ・県内企業の技術の高度化
- などを進める必要がある。

11 被災地における農業再開が困難

地震・津波被害に加え、原子力災害に伴う避難や風評による農産物価格の低下などから生産者の生産意欲が減退しており、離農を希望する農家が

あるため、担い手の育成と、担い手への農地の利用集積をさらに進める必要がある。

また、津波被災地では、農地の除染と農業者の帰還の遅れ、稲の作付制限により営農再開の見込みが立たない農業者が多く、土地利用の再編にあたっては、地権者との合意形成等が課題となっている。

12 植物工場の整備

現在計画中の植物工場は、初期投資は復興交付金等により支援されるものの、運営コストが多額になるため、事業を進めるにあたっては、生産から販売に至るまでの周到な準備と技術の習得が重要となる。

13 魚市場や水産加工施設の復旧

魚市場や水産加工施設の復旧を加速するため、放射性物質検査体制の整備や試験操業等の取組の促進等により、沿岸漁業再開を支援する必要がある。

また、復旧に着手できていない魚市場等については、復旧方針の検討を促進する必要がある、警戒区域内の施設についても、解除後に迅速に復旧を進められるよう、支援する必要がある。

14 復興支援イベント等の回数が減少傾向

昨年度は、本県を始め被災地に対する全国的に支援の気運が高かったが、本年度に入ってからは復興支援イベント等の回数は減少傾向にあり、震災や原子力災害の記憶の風化が進んでいる。

また、風評払拭のため、本県の観光地の現状に関する正確な情報をマスメディアやホームページ、官民一体の教育旅行誘致キャラバン等により発信するとともに、観光復興キャンペーン等を行っているが、観光客数は震災前のレベルまで回復しておらず、厳しい状況が続いている。

15 渡航制限の緩和、解除

今年3月に台湾から本県全域に対する渡航制限が解除され、7月には韓国、香港からの渡航制限が緩和されるなど、外国人観光客が来県できる環境が整いつつあるが、中国については渡航自粛が発せられたままであり、渡航制限の緩和又は解除が必要である。

また、福島空港の就航先である中国や韓国を始めとする世界各国は、本県に対し強い放射能不安を抱えており、国際定期路線である上海、ソウル路線については、震災以降運休が続いていることから、本県産業・観光復興に向け、一刻も早い路線再開が必要である。

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

◇関連施策、うまくいっている取組等

【参考】本県における除染の仕組み

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、線量の分布に応じた除染の取組を進めている。

- ・国が廃棄物の処理や除染等を行う汚染廃棄物対策地域・除染特別地域（11市町村）と、環境の汚染状況について重点的に調査測定する汚染状況重点調査地域（41市町村）が法に基づき指定されている。

①除染事業者等の育成

除染に関する担い手の更なる育成・確保に向け、除染業務講習会（業務従事者コース）の対象者数を拡大するとともに、除染業務の品質向上を図るため、今年度から現場監督者コース、業務管理者コースを実施している。

※「業務従事者コース」：7,500名予定（H24/10/26現在 3,482名受講）

[参考]平成23年度は3,373名が受講

「現場監督者コース」：2,500名予定（H24/10/26現在 869名受講）

「業務監理者コース」：1,500名予定（H24/10/26現在 916名受講）

②食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

放射能に関する正しい情報や知識を提供するため、学識経験者による説明、食品中の放射性物質濃度に関する国からの説明及び放射能簡易分析の実演による説明を行っている。

③放射線・除染講習会

放射線や除染の知識を持つ人材を確保し、放射線に関する正しい理解や、生活圏の除染を推進するため、地域で放射線測定や除染活動を実施する団体のリーダー等を対象に、平成24年1月より開催。

これまでに、7市7町5村で、44回開催し、2,827が参加した（H24/10/22現在）。

④放射線教育の推進

平成23年11月に、文部科学省の副読本に基づいた放射線の基礎知識、本県独自の指導案集等を掲載した「放射線等に関する指導資料（初版）」を作成した。県内各小中学校では平成24年度の教育課程に放射線等に関する指導を位置付けた。

今年度は、教師自身が正しい理解の下、指導できるよう放射線教育に関する研修の機会を設けている。

また、子どもたちに放射線の基礎知識や人体への影響、放射線から身を守る方法などを確実に身に付けさせるとともに、原発事故により放射性物質が放出され、拡散したことや、そのことによって県民の生活が変化したこと、さらには放射線の影響から県民を守るための取組などを正しく伝えていくことが、自ら考え、判断し、行動する力の育成に大きくつながることから、8月に「放射線等に関する指導資料（第2版）」を作成した。

⑤仮置場現地視察会の実施

早期の除染に向けたリスクコミュニケーションとして、仮置場現地視察会を開催し、仮置場の遮へい効果に関する理解を進めている。

実績：4件（H24/7/18 中島村、8/22 小野町、9/6 浅川町、9/26 西郷村）

参加者：自治会長、首長、議員、役場担当者など

概要：既設の仮置場にて放射線量を測定し、遮へい効果などを確認。

⑥東京都と連携したリスクコミュニケーション

県産農林水産物の風評対策として、東京都中央卸売市場内の仲卸業者、スーパーや八百屋等の小売店を対象とした現地視察研修会を本年10月24日に福島県内で開催し、放射性物質の検査体制、情報公開体制や産地の取組等の説明、県農業総合センターの検査機器の見学、県内JAの直売所や自主検査施設の視察、生産者との意見交換などを実施した。

⑦米の全量全袋検査

県産米の安全確保を徹底するため、県の管理の下、全ての県産米を対象に検査を実施している。

およそ1,200万袋を検査機器198台で検査する予定であり、平成24年8月25日から検査が始まり、10月29日までに、約640万袋（検査見込数量の1/2以上）の検査を終えた。

食品衛生法に定める基準値を超過したものは流通させないシステムとなっている。

⑧食品等の検査体制整備

住民に身近な公共施設等に自家消費野菜（家庭菜園等）や飲用井戸水などの放射性物質を分析するための放射性物質簡易測定機器520台を県内全市町村に整備し、検査を行っている。

また、工業製品と加工食品の検査体制を整備し、検査を実施するとともに、物産館やアンテナショップにおける商品の放射性物質検査の公開、加工食品事業者を対象とした放射線に関する研修会等を実施している。

平成24年度は、県内全域で加工食品の放射能検査を実施できる体制を構築するため、商工会議所及び商工会に補助し、検査装置を設置する。

⑨ マスメディアを活用した県産農林水産物のPR

県産農林水産物への風評を払拭するため、テレビ・新聞等のマスメディアを活用したPRを実施している。また、トップセールスを同時に実施することで、相乗的なPR効果や県産農林水産物のイメージアップを図っている。

- ◇首都圏キー局におけるテレビCM（5社）
- ◇電車内映像広告（4社16路線）
- ◇駅構内映像広告（JR主要13駅）
- ◇新聞広告（全国2紙、地方2紙）
- ◇ラジオ広告（県内2社）

◇困難な点、今後の課題等

10 市町村が行う除染

市町村における除染作業の発注にあたっては、ノウハウの蓄積がないことに加え、技術者の不足や対象規模の大きさなどから、発注自体が難しい状況であり、除染が思うように進んでいない。

11 仮置場の確保が困難

除染を進めるためには、取り除いた土や草木などを一時的に保管するための仮置場を確保する必要があるが、放射線による健康不安などから、住民理解が進まず、仮置場の確保が困難な状況となっている。

[参考] 仮置場設置数 平成24年5月末397箇所→8月末448箇所。

また、避難地域においては、賠償や避難指示区域の見直し、町外コミュニティ構想など様々な課題があることや、住民が県内外各地に避難していることなどにより、仮置場の同意取得に時間がかかっている。

12 森林除染の課題

本県は県土の7割を森林が占め、森林と県民生活が密接な関係にあることから、生活圏周辺以外の森林についても除染が必要と考えており、一日も早い方針の決定、実施が必要である。

13 中間貯蔵施設の設置

除染等で発生する汚染廃棄物の中間貯蔵施設の設置に関しては、県と双葉郡の各町村が意見交換し、国との協議、調整等に取り組んでいる。

国からの説明に対し、中間貯蔵施設の安全性、調査候補地の選定理由や調査項目などに関する様々な疑問点を指摘したところ。

今後、県としては、詳細をしっかりと確認するとともに、国の調査要請について、関係町村の意向も汲みつつ、判断する予定。

14 放射性物質に汚染された建設副産物

災害復旧工事等で発生する放射性物質に汚染された土砂については、建設副産物としての再利用ができない状況であるが、現行法においては、除染により発生した土砂とは区別され、廃棄物とみなされないことから、処分先の確保が困難であり、今後の災害復旧工事等に支障を来すことが懸念される。

今後、避難指示が見直された地域における災害復旧等工事から発生した廃棄物については、県が自ら処分しなければならないが、中間処理業者の受入拒否などにより処分先が確保できないことが懸念される。

15 学識経験者・専門家の不足

食品と放射能に関する知識を併せ持つ学識経験者・専門家が稀少であるため、研修会等における講師の確保が困難である。

また、放射能検査装置の維持費、測定人員等の経費は自治体等の負担となっているが、風評払拭に向け、検査を継続するためには、国の財政支援が必要である。

16 県民の放射線に対する不安

長期の低線量被ばくが人体に与える影響について、ある値以下であるならば安全であるといった明確な基準が示されていないため、県民の健康に関する不安が解消されない状況にある。

今後は、正しい情報の発信、特に県民と接する機会が多い医療、保健関係者や学校関係者等への研修の実施、専門家による県民への説明など、国や関係機関、学会等とも連携し、リスクコミュニケーションの取組を進めていく必要がある。

17 放射線に関する副読本の見直し

原子力災害に起因する福島県民への偏見や差別的な言動等を払拭するためにも、学校で使っている放射線に関する副読本を見直し、全国の子どもたちが正しい放射線教育を受ける体制を整備する必要がある。

18 食品の放射能検査

食品の放射能検査においては、現在、検査試料が1,000 cc (1 kg)程度でないと正確な検査が実施できないが、家庭菜園等で収穫される食品は少量の場合もあり、正確な検査ができないことがある。

19 県産農林水産物の風評被害対策

県産農林水産物の風評対策については、消費者に、食品中の放射性物質や検査法に関する情報を適切に伝え、理解を促進する必要がある。

また、今後も消費者に軸足を置いた地道な活動や、大々的なPR戦略を継続していく必要がある、十分な予算措置や人員配置が必要である。

(5) 自治体、支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働

◇関連施策、うまくいっている取組等

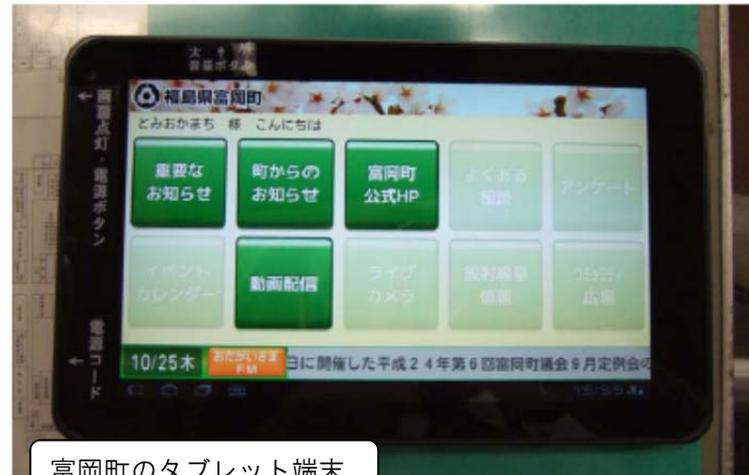
①災害の記録、復興支援対策等の集積と共有化

災害の状況や復興支援対策などについて、「情報カード集積型」による加除式記録誌の編集を進めており、現在、情報収集作業を行っている。当該情報には、次世代の職員へのメッセージや行政目線だけではない住民目線での災害対策の意見を集積することとしており、住民目線での調査結果を地域防災計画の見直しにも反映させていくこととしている。

②タブレット端末による情報発信

避難している飯館村と富岡町では、町村と住民、さらには住民同士による双方向の情報交換が可能となるタブレット端末の運用が行われている。

住民は町村が発信する情報を時間差なく受け取ることができ、また町村への相談・質問を投稿することもできるようになっている。



富岡町のタブレット端末

③フォトフレームによる情報発信

南相馬市や浪江町などでは、県内外に避難している住民への情報伝達手段として、通信機能のあるデジタルフォトフレームを活用した情報発信が行われている。

デジタルフォトフレームは、市町村から住民への片方向の通信機能のみであるが、電源を入れておけば、住民が操作しなくとも市町村が発信した情報が自動でスライド表示されるため、機器の取扱いが苦手な人でも手軽に情報を取得することができる。



南相馬市のデジタルフォトフレーム

◇困難な点、今後の課題等

4 原子力災害に関する記録の集積等に向けた課題

本県のみならず、全国に被害を及ぼした原子力災害については、総合的な記録集積の仕組みが必要。

5 情報端末の活用に向けた課題

タブレット等の情報端末の通信手段は、携帯電話回線を使用しており、運用にあたって通信料負担が生じている。

総務省の補助事業では、運用経費の支援は個人の資産形成にあたることから、補助対象をシステム等の構築費用に限定しており、構築後の運用経費の支援は含まれていない。

原発事故からの復興に向けて、情報端末を活用し、長期的に住民の絆の維持を図るため、情報端末運用に対する財政支援が必要である。

(6) 災害の記録と伝承

◇関連施策、うまくいっている取組等

①東日本大震災の記録・保存・活用

平成 23 年度から、東日本大震災に関する県民の体験、記憶、記録、教訓等を収集、保存、活用する取組を実施している。

平成 23 年度は、県民の震災体験証言収録を 107 件、写真、動画手記等の記録を約 5 千件収集したが、平成 24 年度は同様の取組に加え、パネル展示等による公開も行っている。

また、現在、子供達への防災教育として、写真を多く含んだ記録誌についても編集作業を行っている。

◇困難な点、今後の課題等

②災害の記録と伝承に向けた課題

災害の体験、記憶、記録、教訓をまとめた形で次世代に継承するとともに、世界に向けて発信するため、その拠点となる施設を本県に設置するよう、国に要望しているが、施設の設置については進展がない状態。